

## 育児・介護雇用安定等助成金制度の改正について

### 1. 事業所内保育施設設置・運営等助成金について

両立支援レベルアップ助成金における事業所内託児施設設置・運営コースを見直し、事業所内保育施設設置・運営等助成金を創設する。

また、運営費の助成期間の延長（5年間 10年間）及び地域開放を可能とする要件の緩和を行う。

### 2. 両立支援レベルアップ助成金について

職場風土改革コースと男性労働者育児参加促進コースを統合し、職場風土改革コースに一本化し、当該コースの支給要件について、以下のとおり、男性労働者育児参加コースにおける要素等を追加又は変更する。

- ・ 当該助成に当たっての必修取組事項について、「雇用する労働者が両立支援制度を利用しやすい職場環境の改善及び男性の育児休業の取得の促進等に関する課題の把握」を追加する。
- ・ 当該助成に当たっての選択的取組事項について、「男性の育児休業の取得の促進等を効果的に実施するための計画の策定及び同計画の実施」を追加する。
- ・ 当該助成対象となる事業主の要件について、現行の「雇用する20歳以上39歳以下の労働者数が50人以上であること」を、「雇用する20歳以上49歳以下の労働者数が総労働者数の4割以上であること」とする。

### 3. その他

両立支援レベルアップ助成金の支給要件について、従業員301人以上を雇用する事業主にあっては、次世代法に規定する一般事業主行動計画の策定及び届出に加え、当該計画の公表及び労働者への周知を要件とする。

中小企業子育て支援助成金の支給要件について、次世代法に規定する一般事業主行動計画の策定及び届出に加え、当該計画の公表及び労働者への周知を要件とする。

### 4. 施行期日

平成21年4月1日